

別

紙

## 抗 告 の 趣 旨

反訴状却下命令を取消す旨の裁判を求める。

## 抗 告 の 理 由

一、相手方は抗告人に対し、昭和六二年一月二日訴額金九五万円として印紙金八、二〇〇円を貼付して債務不存在確認請求訴訟を提起した（神戸地方裁判所昭和六二年（ワ）第一、八五四号）が、訴額金九五万円としたのは抗告人の主張する損害賠償額が不明で訴額の算定不能のためであつた。

二、抗告人は昭和六三年一月二八日の第一回口頭弁論期日に答弁書を提出し、損害賠償請求金額が金一、一五六万八、一七六円である旨主張したので、相手方の訴額の算定が可能となり、相手方が印紙の差額を追貼すべきであつた。

その後、抗告人は昭和六三年三月四日同額の反訴を提起した。

三、民事訴訟費用等に関する法律別表第一の六の項は「本訴とその目的を同じくする反訴については、この額から本訴に係る訴訟の目的の価額について一の項により算出して得た額を控除した額」を貼付する旨定めているが、本件の本訴と反訴では訴訟の目的つまり訴訟物は全く同一かつ同額であり、その差額はありえない。

本訴は相手方が抗告人の主張する債権額の不存在の確認を求めるものであり、抗告人の主張する債権額は、一、一五六万八、一七六円である。

反訴は本訴で相手方が不存在を主張した額について、抗告人がその給付を求めるものであるので、訴訟物の

価額は全く同額であることは明らかである。

四、従つて、神戸裁判所が抗告人に対し貼付命令をなしたのは不当であり、それに基づいて抗告人の反訴状の却下命令をなしたのは明らかに民事訴訟費用等に関する法律第三条及び同第四条別表第一の六の項の解釈を誤つたものであつて、不当である。

五、よつて、反訴状却下命令の取消を求める。